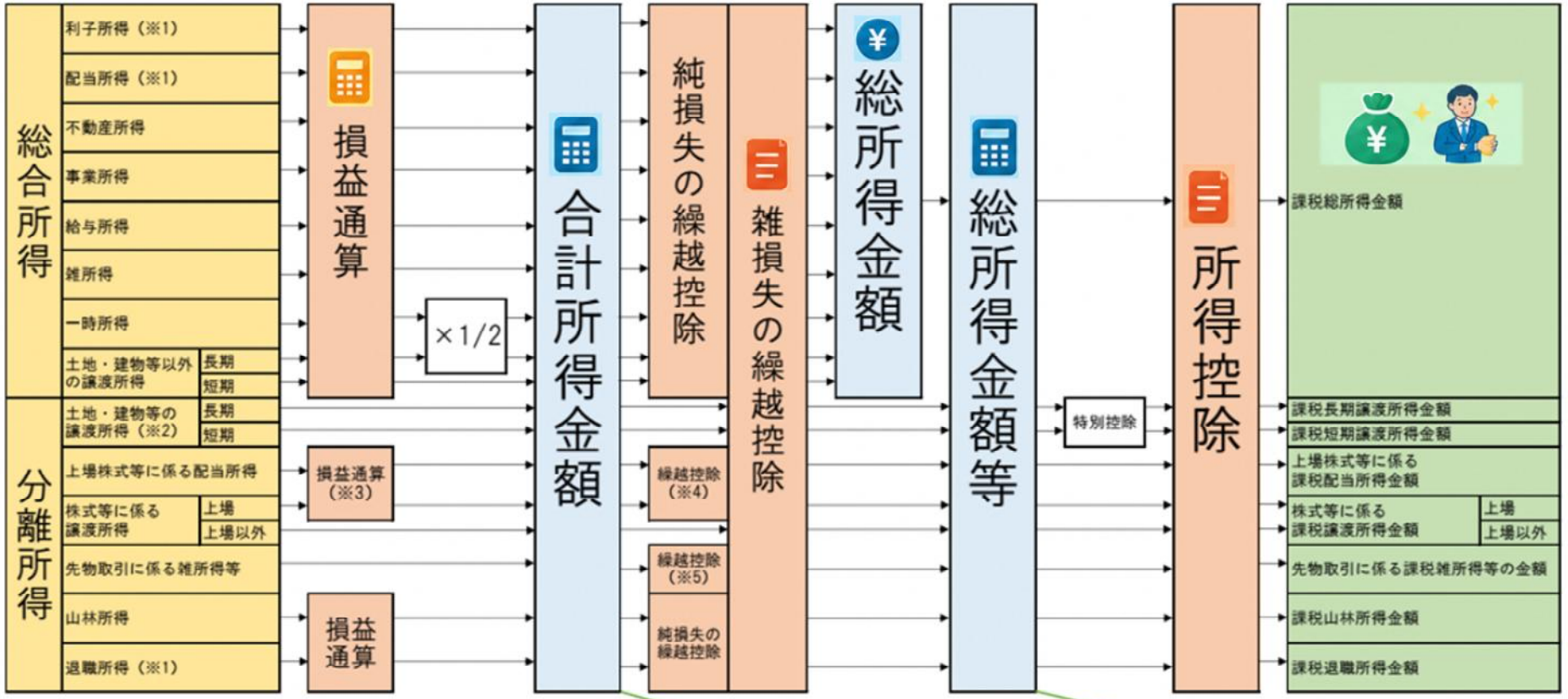


「合計所得金額」「総所得金額」「総所得金額等」の関係図







（※1）源泉分離課税の適用を受けているものを除きます。
（※2）居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除ができます。
（※3）上場株式等にかかる譲渡損失がある場合は、その年分の上場株式等に係る配当所得と損益通算ができます。
（※4）※3にて控除しきれない損失がある場合は、繰越控除できます。
（※5）先物取引にかかる雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除できます。

合計所得金額で判定するもの
- 均等割の非課税限度額
- 障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の非課税限度額
- 扶養控除、配偶者特別控除の所得判定
- 配偶者特別控除の所得1000万円超の判定
- 寡婦、ひとり親控除の所得要件（500万円以下）の判定

総所得金額等で判定するもの
- 所得割の非課税限度額
- 雑損控除
- 医療費控除
- 寄附金控除